

第202500066939号
令和7年6月19日

各 指 定 病 院 長
各 指 定 老 人 ホ ー ム の 長
各 指 定 身 体 障 害 者 支 援 施 設 長
鳥 取 県 警 察 本 部 長
各 警 察 署 長
各 指 定 保 護 施 設 長
鳥 取 刑 務 所 長
米 子 拘 置 支 所 長
鳥 取 少 年 鑑 別 所 長

} 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公印省略)

不在者投票の公正な実施の確保について（通知）

貴施設（以下「不在者投票施設」という。）における不在者投票の管理執行については、日頃よりご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、不在者投票管理者は投票の実施に際し、選挙権を有する者を立ち合わせなければならないこととされています。加えて、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。

国政選挙において指定病院等の不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせるために要する経費については、国が負担する不在者投票特別経費に算入することとされているところですが、令和7年6月4日に施行された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律により、その額（上限）は、立ち合わせた日1日につき12,400円とされました。（県が執行するその他の選挙においても同様の取扱いとなります。）

この不在者投票の公正な実施の確保のための措置については、下記のとおり取り扱うことしますので、貴施設におかれましても、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、令和元年6月18日付第201900071711号当委員会委員長通知（不在者投票の公正な実施の確保について（通知））は、廃止します。

記

1 公正な実施の確保のための措置

（1）指定病院等における措置

指定病院等（不在者投票施設のうち、公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号に規定する施設をいう。以下同じ。）における不在者投票の公正な実

施の確保のためには、一義的には、当該指定病院等の不在者投票管理者が市町村の選挙管理委員会が選定した者を立ち合わせることが想定されるが、国においては、「その他の方法」として、指定病院等における不在者投票が公正かつ適正に行われているか市町村の選挙管理委員会の職員を派遣して確認を受ける方法を例示しており、これ以外にも当委員会が配布したDVD（指定施設での不在者投票の実施方法）を活用する等した指定病院等における研修会の実施、施設所在地の市町村の選挙管理委員会から投票箱等の機材の貸与を受け、又は不在者投票事務についての助言を受ける等の措置が「その他の方法」として考えられること。

なお、これらの「その他の方法」として考えられるものについては、市町村の選挙管理委員会において可能な限りにおいて行われるものであり、施設所在地の市町村の区域で選挙が行われていないときには実施されないものであること。

（２）指定病院等以外の不在者投票施設における措置

不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない旨の努力義務規定は、指定病院等に限らずすべての不在者投票管理者に適用されるため、指定病院等以外の不在者投票施設の不在者投票管理者においては、同規定の趣旨を踏まえて適切な措置を講ずること。

２ 市町村の選挙管理委員会が選定した者を立ち合わせる場合の手続等

市町村の選挙管理委員会による選定は、「包括選定」又は「個別選定」のいずれかの方法によって行われるものであり、それぞれの場合における具体的な選定及び選任手続は次のとおりであること。

（１）包括選定

ア 選定方法

社会通念上、一定の属性（資格、経験等）を有することにより、公正・中立等の観点から立会いを行う者としてふさわしいと認められる者について、個人を特定せず、その属性を有する者を包括的に選定する方法であり、包括選定される者としては、次のものが考えられる（（ウ）は対応可能な市町村のみ）。

- （ア）公職選挙法、国家公務員法等により、選挙運動が禁止され、又は政治的行為が制限される者（国家公務員、地方公務員等）
- （イ）指定病院等の職員であって、県又は市町村の選挙管理委員会が実施する不在者投票事務に関する説明会、講習会等を受講したことがある者
- （ウ）市町村の明るい選挙推進協議会の委員、協力員等明るい選挙推進運動に携わっている者（かつて携わっていた者を含む。）等、選挙の公正な実施についての見識を有する者

イ 立ち合わせる者の人選、依頼等

包括選定においては、立ち合わせる者の人選、依頼等は、原則として不在者投票施設において行うものであり、不在者投票の実施前に時間的余裕を持って行うこと。なお、ア（ウ）に掲げる者に立会いを依頼する場合は、原則として当該不在者投票施設が所在する市町村の選挙管理委員会に対し紹介又は情報提供を求めて行うこととなること。

（２）個別選定

予め名簿を作成する等して個人を特定して選定する方法であり、この方法による場合の手続は、平成２５年６月３日付総行選第４７号総務省自治行政局選挙部

長通知（成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律等の施行に伴う取扱いについて）及び同日付総務省自治行政局選挙部管理課事務連絡（指定病院等における不在者投票の外部立会人に係る事務について）に準ずることとするが、事務連絡中「請求書書式例」については、県においてこれと異なるものを定めるので、それによること。

3 不在者投票特別経費交付金

（１）不在者投票施設の管理者は、不在者投票を実施したときは、県の選挙管理委員会に対し実績報告を行い、不在者投票に要した経費を県に請求することとなるが、その際に、不在者投票に立ち会わせた者に関する次の事項についても報告することとする。

ア 不在者投票の実施日及び実施時間

イ 不在者投票に立ち会わせた者の氏名及びその属性（次の区分による。）並びに立会いを行った日及び時間

- ・市町村の選挙管理委員会が選定した者であるか否か
- ・当該不在者投票施設の職員であるか否か

ウ 不在者投票に立ち会わせた者に対する謝金又は旅費の支給の有無及び支給した額

（２）不在者投票施設が市町村の選挙管理委員会が選定した者（当該不在者投票施設の職員である者を除く。）を不在者投票に立ち会わせ、その者に謝金又は旅費を支給した場合には、その支給に要した経費を県が交付することとなること。

（３）不在者投票施設が市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせるために要する経費として交付される額は、１日につき１２，４００円を上限とするものであること。また、交付の対象となる経費は、謝金又は旅費として立ち会わせた者に実際に支給した経費に限られること。

（４）（３）の額は、終日１人で８．５時間相当立ち会った場合として算定されているものであり、不在者投票施設における不在者投票の立会いについては、１日のうちの一部の時間についてのみとなるのが通常であるが、このような場合については、実際に従事した時間数に応じ、勤務の実績に相応した額（計算式は下記のとおり）を上限として交付されるものであること。なお、従前から市町村の明るい選挙推進協議会の委員等を不在者投票施設の不在者投票の立会いに派遣している県内の市町村において、概ね１．５時間から２時間の間におさまるものとして一律１回につき謝金（交通費含む。）２千円を支給している例があるので、こうした例も参考にして適切な金額を支給すべきものであること。

【１日の一部の時間についてのみ立会いに従事した場合の交付金（上限）計算式】

１２，４００円×従事時間数÷８．５

※１時間未満の端数は、１時間に切り上げる

※１回当たりの従事時間が７時間を超えて８．５時間未満の場合は、１日とする

担当

鳥取県選挙管理委員会事務局 石本、坂本、加藤、林

電 話：0857-26-7058, 7061

ファクシミリ：0857-26-8129

電子メール：senkan@pref.tottori.lg.jp